



いつもあなたのそばに…

アンテナ道民児連
Antenna

No.213



道民児連

公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟

札幌市中央区北2条西7丁目北海道社会福祉総合センター4階

tel.011-261-2181 fax.011-261-3081

ホームページ <http://www.dominjiren.or.jp>

Eメール info@dominjiren.or.jp

特集 一斉改選について考える

インフォメーション

- 「秋の褒章・叙勲」 6
- クローズアップ「この人」 7
- おすすめ書籍「ブックレビュー」 8
- エッセイ:ひとをつなぐ
「❸わかりあうふたり」 8



■写真「麦わらのバーム・ロール」(音更町)
城石 文雄氏

一斉改選について考える

一年を切った一斉改選。

推薦準備はすでにスタートしています。

推薦にかかるスケジュールや諸要件はご理解いただけていますか。

本号はその「準備号」として、

一斉改選に関する歴史や手続きなどをご紹介します。



■一斉改選の歴史

民生委員の歴史は、制度の源とされる岡山県の済世顧問制度が大正6年に設置されたことにさかのぼります。この「済世顧問制度」では、顧問には地域社会の一流の人材を委嘱することを原則としており、適任者がいなければ空席としておくという人物本位の制度であつたため、特に任期は設けられていませんでした。

翌大正7年には大阪方面委員規程が公布されますが、ここで導入された「方面委員制度」でも有志者に重点を置いて人選されていました。昭和11年になると「方面委員令」が交付され、それまで地方定を新たに設けたこと、民生委員の再推薦と直接人選の規

の任期を4年と定めました。

昭和21年には「民生委員令」が制定され、任期が2年に短縮されました。これは、委員として不適当な者があつたときに、「名誉職」とされていた委員を解任することは好ましくないので、適当な時期に改選し、常に適格者をもつて配置しようという意図によるものでした。

民生委員令が制定されてから、わずか2年足らずで「民生委員法」が制定されることとなります。この法整備によって市町村民生委員推薦会、都道府県民生委員審査会の設置とその構成の明確化・具現化が図られたこと、知事によりて配布される「選任要領」や職務の資格要件を明示したこと、職務の解職規定を設けたこと、民生委員会を民生委員協議会と改称したこと、民生委員に関する経費の国庫補助規定を設けたことなどが明確化され、任期は3年とされました。

■一斉改選日は12月1日

昭和28年の民生委員法の改正時

にその任期を昭和28年11月30日までとして改選時期を統一したこと

により、改選日は12月1日と決まりています。

■選任要件

民生委員の歴史は、制度の源とされる岡山県の済世顧問制度が大正6年に設置されたことにさかのぼります。この「済世顧問制度」では、顧問には地域社会の一流の人材を委嘱することを原則としており、適任者がいなければ空席としておくという人物本位の制度であつたため、特に任期は設けられていませんでした。

翌大正7年には大阪方面委員規程が公布されますが、ここで導入された「方面委員制度」でも有志者に重点を置いて人選されていました。昭和11年になると「方面委員令」が交付され、それまで地方定を新たに設けたこと、民生委員の再推薦と直接人選の規

の資格要件を明示したこと、職務の信条を明示したこと、民生委員の解職規定を設けたこと、民生委員会を民生委員協議会と改称したこと、民生委員に関する経費の国庫補助規定を設けたことなどが明確化され、任期は3年とされました。

○民生委員・児童委員選任要領

(平成22年2月23日付厚生労働省雇用均等長通知)

第2 民生委員・児童委員の適格要件

民生委員・児童委員の推薦を受ける者の資格については、民生委員法(昭和23年法律第198号)以下(法という)第6条に規定され

域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであるので留意すること。

また、現任の者を再任する場合

は、民生委員・児童委員としての、これまでの活動実績も十分勘案すること。

民生委員の選任要件は、厚生労

員・児童委員制度にとつて、適任

○定数基準

1 区域担当民生委員・児童委員

中核市を含む 人口10万人以上の市	170から360までの間のいずれかの数の世帯ごとに 民生委員・児童委員1人
人口10万人未満の市	120から280までの間のいずれかの数の世帯ごとに 民生委員・児童委員1人
町村	70から200までの間のいずれかの数の世帯ごとに 民生委員・児童委員1人

2 主任児童委員

民生委員・児童委員の定数39人以下	2人
民生委員・児童委員の定数40人以上	3人

○年齢要件

*令和4年1月現在の情報のため、実際の要件と異なる場合がありますのでご留意ください。

1 民生委員・児童委員

	北海道	函館市	旭川市	札幌市(参考)
新任	基準なし	原則75歳未満	原則72歳未満 地域の実情により75歳未満も認める	30歳以上72歳未満 理由書添付により72歳以上75歳未満も推薦できる
再任	できる限り75歳未満	原則75歳未満 地域の実情により1期に限り75歳以上も認める	原則75歳未満 地域の実情により78歳未満も認める	30歳以上75歳未満 理由書添付により75歳以上78歳未満も推薦できる

2 主任児童委員

	北海道	函館市	旭川市	札幌市(参考)
新任	原則55歳未満 地域の実情により55歳以上65歳未満も認める	原則55歳未満 地域の実情により55歳以上65歳未満も認める	原則65歳未満 地域の実情により68歳未満も認める	30歳以上60歳未満
再任	原則55歳未満 地域の実情により55歳以上65歳未満も認める	原則65歳未満 地域の実情により1期に限り65歳以上も認める	原則65歳未満 地域の実情により68歳未満も認める	30歳以上63歳未満

- (1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者
- (2) その地域に居住しており、そ

- (3) 生活が安定しており、健康であって、民生委員・児童委員の地域の実情をよく知つて、るだけでなく、地域の住民が気軽に相談に行けるような者

- (4) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によつて、差別的な取扱いをすることができる者

- (5) 児童及び妊産婦の保護、保健ができる者

- 活動に必要な時間を割くことなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることで、児童の心理を理解し、児童に接觸して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者

■市町村の推薦手続き

■民生委員児童委員の選任にかかる実態と意向に関する調査（抜粋）

【表1】推薦等スケジュール（予定・参考例）

時期	北海道	市町村
令和3年11月上旬	定数及び民児協数調査	定数及び民児協数検討
令和3年12月下旬	定数及び民児協数調査報告締切	
令和4年1月中旬	定数及び民児協数内部審査 審査方針改正検討	
令和4年2月下旬	定数及び民児協数内定 →条例改正案提出準備	
令和4年3月下旬	審査方針改正 →審査専門分科会	
令和4年4月中旬	候補者名簿提出通知	候補者選任作業+推薦会
令和4年6月中旬	候補者名簿提出締切	
令和4年6月下旬	候補者書類審査（～9月）	
令和4年7月上旬	定数決定 →道議会第2回定例会	
	感謝状、必要物品数等調査	
令和4年7月下旬	感謝状、必要物品数等調査締切	
令和4年9月下旬	推薦決定 →審査専門分科会	
令和4年10月上旬	候補者名簿等を国へ進達 →国決定10月中旬	
令和4年10月下旬	委嘱等通知	
令和4年11月中旬	委嘱状送付	
令和4年12月1日	定数条例施行 民児協区域等告示	委嘱状等交付

【表2】調査票回収率

	対象	回答数	回収率
市	212	209	98.5%
町村	144	140	97.2%
合計	356	349	98.0%

○調査結果（単純集計）

(1) 退任の意向を確認する予定期間

	市		町村		合計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア.令和3年6月以前	5	2.4%	4	2.9%	9	2.6%
イ.令和3年7～9月頃	15	7.2%	5	3.6%	20	5.7%
ウ.令和3年10～12月頃	66	31.6%	33	23.6%	99	28.4%
エ.令和4年1～3月頃	75	35.9%	56	40.0%	131	37.5%
オ.令和4年4月以降	48	23.0%	42	30.0%	90	25.8%
合計N=349	209	100%	140	100%	349	100%

各市町村では、道から示される諸要件と左記スケジュールに基づき、委員の推薦手続き等を行っていきます。なれば、中核市においては、左記スケジュールは適用されませんが、同様の推薦手続き等を行います。

民生委員児童委員のなり手不足の原因として、企業の定年年齢の延長、過疎化・高齢化する地域での適任者の不足等さまざまな理由が挙げられていますが、本連盟では、このことに加え委員の早期退任傾向も大きな原因であると分析しています。令和元年の一斉改選

では、退任した委員の約半数が75歳未満との実態があり、その傾向は任期が短いほど高い割合を示していました。さらに、令和4年4月1日時点では、75歳を超える委員は2,288人（全体の23.7%）に上ることが見込まれ、一斉改選においては、またがる傾向も大きな原因であると分析されています。令和元年の一斉改選

への留任の働きかけ等、具体的な手立てを研究することを目的とし、合わせて、民生委員審査方針の意見集約を行うことで、北海道への意見申込も視野に入れ、本調査を実施しました。

（1）調査概要
法廷単位民生委員児童委員協議会（政令指定都市、中核市除く）
（2）調査時期
令和3年4月1日～7月31日
（3）調査方法
・ 調査票の配布 各市町村民児協
に對して調査票を送付。
（4）調査票回収率
封し、委託事業者に調査票を同送付もらう。
【表2】参考

一斉改選について考える

(5) 候補者の推薦を依頼している機関・団体

	市		町 村		合 計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア.自治会・町内会(推薦準備会で実施する場合も含む)	189	90.4%	74	52.9%	263	75.4%
イ.社会福祉協議会	13	6.2%	12	8.6%	25	7.2%
ウ.社会福祉施設・相談支援事業所	2	1.0%	4	2.9%	6	1.7%
エ.福祉・ボランティア・NPO関係団体	6	2.9%	3	2.1%	9	2.6%
オ.教育関係機関	13	6.2%	7	5.0%	20	5.7%
カ.PTA関係者	25	12.0%	0	0.0%	25	7.2%
キ.民間企業・事業者	7	3.3%	0	0.0%	7	2.0%
ク.地域サークル	17	8.1%	1	0.7%	18	5.2%
ケ.行政が候補者を探してくるので特に推薦依頼はしていない	12	5.7%	59	42.1%	71	20.3%
コ.現任委員が候補者を探してくるので特に推薦依頼はしていない	58	27.8%	31	22.1%	89	25.5%
サ.その他	19	9.1%	10	7.1%	29	8.3%

- 市では90.4%の民児協で自治会・町内会(ア)に依頼しており、町村(52.9%)に比べるとその差は大きい。
- 市ではPTA関係者(カ)に依頼している民児協が12.0%、地域サークル(ク)に依頼している民児協は8.1%であったのに対し、町村ではPTA関係者は皆無、地域サークルも0.7%であり、市と町村の違いが大きい。

(6) 候補者への就任依頼にあたって、独自に作成している説明資料

	市		町 村		合 計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア.独自の説明資料がある	25	12.0%	19	13.6%	44	12.6%
イ.独自の説明資料はない	173	82.8%	119	85.0%	292	83.7%
ウ.その他	11	5.3%	2	1.4%	13	3.7%
合計N=349	209	100%	140	100%	349	100%

- 市・町村ともに、説明資料がない民児協が8割を超え、全道では83.7%であった。

(7) 道民児連で作成・無償提供を予定する説明資料の活用

	市		町 村		合 計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア.活用したい	188	90.0%	133	95.0%	321	92.0%
イ.特に必要ない	20	9.6%	6	4.3%	26	7.4%
ウ.その他	1	0.5%	1	0.7%	2	0.6%
合計N=349	209	100%	140	100%	349	100%

- 市・町村ともに、説明資料を活用したいと答えた民児協が9割を超え、全道では92.0%であった。

(2) 退任意向のある委員へ確認を行う主な者

	市		町 村		合 計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア.民児協会長等役員(連合会長も含む)	148	70.8%	2	1.4%	150	43.0%
イ.行政職員以外の民児協事務局	9	4.3%	0	0.0%	9	2.6%
ウ.行政職員(部課長等の管理職員)	13	6.2%	63	45.0%	76	21.8%
エ.行政職員(一般職員)	16	7.7%	67	47.9%	83	23.8%
オ.市町村長	1	0.5%	0	0.0%	1	0.3%
カ.その他	22	10.5%	8	5.7%	30	8.6%
合計N=349	209	100%	140	100%	349	100%

- 市では、民児協(アおよびイ)が担う割合が75.1%であるのに対し、町村では、行政職員(ウおよびエ)が担う割合が88.4%に上り市と町村では確認する者に大きな違いがある。

(3) 候補者探しを開始する予定時期

	市		町 村		合 計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア.令和3年6月以前	14	6.7%	3	2.1%	17	4.9%
イ.令和3年7~9月頃	9	4.3%	3	2.1%	12	3.4%
ウ.令和3年10~12月頃	57	27.3%	17	12.1%	74	21.2%
エ.令和4年1~3月頃	61	29.2%	50	35.7%	111	31.8%
オ.令和4年4月以降	65	31.1%	67	47.9%	132	37.8%
無回答	3	1.4%	0	0.0%	3	0.9%
合計N=349	209	100%	140	100%	349	100%

(4) 候補者探しを中心的に進める者

	市		町 村		合 計	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
ア.民児協会長等役員(連合会長も含む)	77	36.8%	4	2.9%	81	23.2%
イ.民児協事務局	21	10.0%	62	44.3%	83	23.8%
ウ.行政	64	30.6%	71	50.7%	135	38.7%
エ.その他	47	22.5%	3	2.1%	50	14.3%
合計N=349	209	100%	140	100%	349	100%

- 市では、民児協会長等役員(ア)が担う割合が最も多く36.8%、次いで行政(ウ)が30.6%であるのに対し、町村では、行政職員(ウ)が担う割合が最も多く50.7%を占め、次いで民児協事務局(イ)が44.3%と続いている。
- ほとんどの町村では事務局を行政が担っていることから、町村では9割以上の民児協で民生委員以外が候補者探しを中心的に担っていることがわかる。

○クロス集計による調査結果

集計方法

①70歳以上の委員の割合が、市・町村それぞれの平均より高いか否か
(市平均44・8% 町村平均33・8%)

②委員の充足率が、市・町村それぞれの平均より高いか否か
(市平均98・8% 町村平均96・6%)

- ・引き継ぐ物(もの)が整つたら、一覧表を作成してみましょう。

○引き継ぐ事(こと)の整理

4年1月～3月頃に行う予定と回答した民児協が一番多かったことから、本連盟では令和3年12月に希望する市町村民児協に対し、「委員候補者向け説明用パンフレット」の無償提供を実施しております。ご活用くださいますようお願いいたします。

- ・担当区域の中で、引き継ぐべき事(こと)を確認しましょう。
- ・担当区域の良いところや留意点、協力先関係者のリストなどをまとめてみましょう。

■引き継ぐ物(もの)と事(こと)

(1)退任の意向を確認する時期

- ・70歳以上割合が平均未満(若い民児協)の方が早めに意向確認を行っている。
- ・充足率が平均より高い方が早めに意向確認を行っている。

(3)委員候補者探しを開始する時期

- ・70歳以上割合が平均未満(若い民児協)の方が早めに候補者探しを行っている。
- ・充足率が平均より高い方が早めに候補者探しを行っている。

(4)委員候補者探しを中心的に進める者

- ・70歳以上割合が平均未満(若い民児協)の方が、民児協役員が中心となって推薦依頼を行っている。
- ・充足率が平均より低い方が、事務局が中心となって推薦依頼を行っている。

○引き継ぐ物(もの)の整理

- ・何も知らない、わからない新任の委員は、そういう事(こと)も聴いてみたいのではないでしょうか。
- ・道民児連が実施した「令和2年度民生委員児童委員協議会基本調査」によると、89・9%の単位民児協が新任委員に対して引継ぎを実施している実態が明らかになりました。しかし、一方で、「引継ぎマニュアルや要領がない」民児協が48・5%（町村では90・9%）、「引継ぎの結果を民児協事務局に報告していない」民児協が54・0%（町村では80・3%）を数え、一定の基準による引継ぎが行われていない実態も明らかになっています。

受章おめでとう ●秋の褒章叙勲受章者

褒章受章者

◇藍綬褒章

桑畠 保夫（旭川市 現）
龜田 浩岐（足寄町 元）

◇瑞宝双光章

飛田 聖（名寄市 現）
伊藤 啓一（旭川市 現）
小川 清次（旭川市 現）
菊地 和男（函館市 現）
内田 良恵（中頓別町 元）
玉置 好照（復知安町 元）
吹田 友三郎（小樽市 元）
立花 長幸（函館市 現）
江幡 満（厚岸町 現）
阿部 修一（乙部町 現）

◇瑞宝單光章

根竹 忠夫（平取町 元）
勉（帶広市 元）
なお、市町村民児協における改選準備時期を確認するべく、(1)「退任確認時期」と(3)「候補者探し時期」のクロス集計を行ったところ、退任の確認と候補者探しの時期はおおむね同一時期に行われており、令和の統一するようにします。

受章おめでとう

【令和3年 秋の褒章・叙勲】

令和3年度、秋の褒章・叙勲で、受章された民生委員児童委員の方々をご紹介します。（敬称略）

クローズアップ

この人

滝川市東地区民生児童委員協議会

竹谷 冷子さん



滝川市は、空知総合振興局管内の中空知の中心的なまちです。石狩川とその一大支流・空知川が合流する付近に拓かれたまちは、それが、気が付いてみればもう15年も経ったのですね。そう言って、力ラカラと明るく笑います。「元来子どもが大好きでたまらない質ですので、こうして主任児童委員を続けていられるることは天命ですね」。

小麦やそば、合鴨の生産でも全国区の知名度を持つ農業のまちでもあります。

このまちの主任児童委員として活躍する竹谷さんを訪ねました。

PTA活動を続けたくらいです」と竹谷さん。もちろんPTAを通じた経験は、主任児童委員としてのセンスに反映されていることでしょう。でも、竹谷さんを子どもたちの見守り活動に向かわせたルーツは、どうやら独身時代から自宅の一室で開いていた学習塾での経験が少なくなさうです。「小学生対象に算数・数学と英会話を教えていました。結婚後は自宅を開講を止めましたが、子ども向け英会話は近くにある市の施設を会場にして今でも続けています」。学校とはまた違った子どもたちの顔が見られることは、竹谷さんが主任児童委員として活動する際にも大きな含蓄があると言います。

ルーツは学習塾

竹谷さんは平成19年から主任児童委員を続けるべテラノ。「当時は若手として珍しがられたものです。が、気が付いてみればもう15年も経ったのですね」。そう言って、力ラカラと明るく笑います。「元来子どもが大好きでたまらない質ですので、こうして主任児童委員を続けていられるることは天命ですね」。

委嘱を受けるまで、これとつて地域活動に力を入れていたわけではないそう。「2人の子どもを育てる間、幼稚園から高校卒業までPTA活動を続けたくらいです」と竹谷さん。もちろんPTAを通じた経験は、主任児童委員としてのセンスに反映されていることでしょう。でも、竹谷さんを子どもたちの見守り活動に向かわせたルーツは、どうやら独身時代から

「特に若年層の場合、おえて主任児童委員の活動との相違を意識しないようにすることも。表の顔や言葉から見えない部分を理解して有意な支援を行うにあたり、どちらの仕事も相互に補完しあうよう

たとえば、ネグレクトを疑われる事件で知り合った子どもと、数年後に保護観察下に置かれて再開するといった事例もあるそつ。「その時に汲み上げられなかつた問題の根源が、時を経て違う形で巡ってくる。そういう因果を解消するためには、二つの公職は切つても切れない関係性だと思います」。

保護司の顔

主任児童委員の委嘱は、地域の先任者からの推薦によつたそつ。 「とても優れた資質を備えていた先任者のように活動できるか、最初は不安で仕方ありませんでした」と、竹谷さんは当時を振り返ります。

そんな竹谷さんは、やはり前任者の強力な推挙で、もう一つの公職を引き受けています。それは保護司。保護観察下の対象者を支え、その更生を支援する保護司は、心身ともに大変な労力が求められます。

竹谷さんは守秘義務を順守した上で前置きして「主任児童委員と保護司の双方で関わる私たちなら、分断されがちな支援体制の懸け橋になれる」と言います。

「子どもたちの支援に半生を捧げる竹谷さん。その原動力はと伺うと「子どもたちが生来持つ命のエネルギー、そして大切な家族と一緒に出かける旅行」と答えが返ってきました。対談する間、竹谷さんが背にしていた壁には、これまでの家族旅行の写真がたくさん飾られています。すでに巣立つた息子さんたちが、今度はお嫁さん同伴で旅行に参加してくれることが楽しみでならないと、この日一番

行政でできぬ支援を

二つの公職を実践するためには、それらを管轄する行政機関はもちろん、市役所や福祉事務所などたくさんの地域福祉のステークホルダーと連携することが必要です。「どの役所も、本当に眞面目に問題の解消に向き合つてくれていると感心します。でも、役所には限界がある。それは組織内外との情報共有がままならないことです」。異なる役所や部局の間で把握する情報の質や量を共通化することは、残念ながら容易ではありません。

竹谷さんは守秘義務を順守した上で前置きして「主任児童委員と保護司の双方で関わる私たちなら、分断されがちな支援体制の懸け橋になれる」と言います。

「子どもたちの支援に半生を捧げる竹谷さん。その原動力はと伺うと「子どもたちが生来持つ命のエネルギー、そして大切な家族と一緒に出かける旅行」と答えが返ってきました。対談する間、竹谷さんが背にしていた壁には、これまでの家族旅行の写真がたくさん飾られています。すでに巣立つた息子さんたちが、今度はお嫁さん同伴で旅行に参加してくれることが楽しみでならないと、この日一番の笑顔で話してくれました。

Takeya Reiko

認知症世界の歩き方

BOOK REVIEW



2,090円(税込)
筧 裕介 著
ライツ社

- 「のしんどさをわかってほしい」
「の辛さを少しでもわかってほしい」
「のじょうじょうもない痛みをわかってほしい」
「のしんどさをわかってほしい」
抱えている悩みを少し楽にしたい
気がかりのことを聴きたい
決してひとりぼっちにはしたくない

⑤ わかりあうふたり



鳥居 一頬



抱えている悩みを少し楽にしたい
気がかりのことを聴きたい

決してひとりぼっちにはしたくない

「なんな簡単なこともできない」
「どう説明したら理解させられるの
だろ?」。私たちは、認知症にかかっ
た身近な人に接するときに、どうし
ても健常者の視点で考え、言葉を発
しがちです。頭の中では病気だと分
かっていても、患者の視点や発想で
物事を捉えることはなかなか難しい
ことです。

それに病状についての情報は、医
療従事者や介護者の専門的な視点と
言葉で説明したものが多数を占めま
す。これではやはり、患者本人の視
点を知ることは困難です。

本書の中では、専門用語は登場せ
ず、誰もが知っている一般的な語彙
を用いて、認知症にまつわる障害と
それによつて引き起こされる困りご
とを解説しています。カラフルな図
書だけに頼るわけにはいきません。
むしろ認知症患者に初めて向き合う
人の頭の中を、そこそく旅行かパビリ
オンをめぐるかのように知ることが

内 容

できるようになります。

さらに認知症患者との介護にあ
たる人々の豊富な体験談をベースに、
読者が認知症の方々が見ている世界
を疑似体験できるような仕掛けもあ
ります。

「本人に何が起きているのか分か
らないから、どうしたらいいのか分
からない」という家族や介護者の気
持ち。知見の不足はストレスを蓄積
させて悪循環を生みだします。本書
はさまざまな表現の工夫や仕掛けを
用いて、そんな負の連鎖を断ち切る
うという想いでまとめられたに違い
ありません。

とはいえども、人の心中、頭の
中は千差万別。それをできるだけ正
しく理解するためには、もちろん本
書だけに頼るわけにはいきません。
人が、入門書として参考にするのが
お薦めの一冊です。

【筆者紹介】

鳥居 一頬氏(とり かずより) 登別市出身。71歳。北海道教育大卒。
道内で18年間教壇に立つ。道教委、道庁などに勤務後、室蘭・登別で小学校校長歴任。その後関西の私立大学の教授。
現在 登別市きずな大使として地域福祉実践計画推進を支援する傍ら、各地で地域福祉アドバイザーとしても活動し
ている。また、道民児連が設置した「民生委員児童委員協議会のあり方に關する検討委員会」の委員長をお務めいただい
てある。主な著書に「子どもと学ぶボランティア～こつちよのボランティア授業論」(大阪ボランティア協会刊)、「福祉教育
のキーワードと指導のポイント」(大阪ボランティア協会・「子ども・共育・ボランティア」(長崎県ボランティア協会)など。